平成30年度第4回宮城県多文化共生社会推進審議会 会議録

日時) 平成30年12月27日(木) 午後3時30分から4時50分まで 場所) 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

■出席委員(50音順)

阿部実智代委員,李仁子委員,市瀬智紀会長,金東暎委員,小関一絵委員,末松和子委員,針 生英一委員,古舘由美委員,宮澤イザベル委員

■欠席委員

田中浩一委員

■事務局出席者

古谷野義之経済商工観光部国際経済・観光局長 成田美子経済商工観光部参事兼国際企画課長 佐野浩章経済商工観光部国際企画課副参事兼課長補佐(総括担当) 佐治章彦経済商工観光部国際企画課長補佐(企画調整班長)

【1 開会】

【2 あいさつ】

【3 議事】

市瀬会長

本日の議事「第3期宮城県多文化共生社会推進計画【最終案】」について、事務局から説明を お願いいたします。

事務局

資料1から資料2までを説明いたします。

「資料1 第3回多文化審議会における意見及び県の考え方」を御覧ください。前回の第3回 審議会において中間案をお示しし、委員の皆様から頂いた御意見と、それに対する県の考え方を 記載しています。また、中間案については、今月開催された県議会常任委員会に報告したほか、 市町村、庁内各課室にも意見照会を図り、様々な御意見を頂きました。

「資料2 中間案からの修正点について」を御覧ください。審議会等で頂いた御意見等を踏まえ、中間案から修正した箇所をまとめたものです。なお、修正した箇所は網掛けで示しています。 はじめに、No.1についてです。 市町村の取組や評価指標の達成状況等をホームページ等で共有すべきとの御意見を、第3回審議会にて頂いたことを受け、「各地域における状況や課題を把握・共有しながら、第2期計画において実施した取組に関する実績や効果検証を踏まえ、より効果的かつきめ細やかに各種施策を実施することとします」と修正しました。

次に、No.2 についてです。全体的に表現が分かりづらいとの指摘を受け、「全県的な理念啓発や先進的な取組を行うとともに、他地域に取組を展開できるよう広域連携などの施策推進に努めます」と修正しました。

次に、No.3についてです。改正入管法等の成立を受け、「平成30年12月8日に出入国管理及び 難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が可決し、新たな在留資格が創設されました。 また、法務省の入国管理局を格上げし、新たに出入国管理庁を設けることとされました」と修正 しました。

次に、№4についてです。「東日本大震災」以下の文言を、より一般的な表現とし、「防災意識の向上や災害への備えが求められる中、日常からの地域住民とのつながりは非常に重要です」と 修正しました。

次に、No.5についてです。「スマホアプリ」の文言を「スマートフォン」と修正しました。

次に、No.6についてです。「訪日外国人観光客を受け入れる視点」の文言を、より一般的な表現である「インバウンドの視点」と修正しました。

次に、№.7についてです。第二期計画において「整備」してきたものを「強化」することが第3期計画の文言として適切と考え、「推進体制の強化」に修正しました。

次に、No.8についてです。地域社会においては、町内会や自治会が重要な役割を果たしている との御指摘を受け、その対象を一層明確にするために、「地域社会や職場、学校、家庭などのあら ゆる分野において」を「職場、学校、自治会、家庭などの地域社会におけるあらゆる分野」と修正 しました。

次に、№9についてです。県の役割について、市町村への積極的な介入など、より明確に記載すべきとの御指摘を受け、「市町村や関係機関が実施する多文化共生の取組について、地域の実情を踏まえ、的確な支援を行うとともに、関係機関の調整を図りながら県全体の多文化共生を推進するための体制を強化します」と修正しました。

修正箇所につきましては以上のとおりです。あわせて、誤字脱字等の軽微な修正は、事務局に て行いましたので御了承ください。

また、常任委員会に中間案を報告した際には、計画の内容については概ね御了解を頂いた上で、「理念啓発について市町村や事業者に働きかけること」「医療福祉相談体制を整備すること」「文化交流の機会を創出すること」などの御意見を頂きました。今後、具体的な取組を進めていく上での参考としていきます。

なお、平成 30 年 11 月 21 日から 12 月 20 日まで実施しましたパブリックコメントにおきましては、御意見は寄せられませんでした。

ここで一旦, 説明を終えさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

市瀬会長

資料1,資料2について御説明いただきました。資料1については、前回審議会において頂いた御意見や市町村等からの中間案に対する意見を収集されて、資料2のように修正されたところです。

最終案につきましては、資料4として提示されているところです。

市瀬会長

今日、大きな議論の焦点になっているところかと思いますが、前回の審議会にて李委員から

LGBT について、御発言を頂きました。今回、資料1にありますとおり、LGBT等については、文言をそのまま踏襲していますが、最近は、SOGIといった新しい用語も出てきております。本推進計画では、「LGBT等」という表現を使用していることについて、前回も意見がでたところですので、事務局として何か見解があればお願いします。

事務局

SOGI は、Sexual Orientation and Gender Identity、性的指向と性自認を意味し、国連における国際人権法についての議論の中で使用された言葉です。「LGBT」が特定の性的マイノリティの方々を呼称するのに対し、SOGI はそのような方々も含めた概念的なものと認識しています。

第3期計画では、「LGBT等への対応」という形で幅を持たせた表現としていること、また「SOGI」の一般的な浸透度などを踏まえ、中間案及び最終案のとおり「LGBT等への対応」と記載することが今のところ妥当と考えております。

市瀬先生

今後は、議論の推移もあるかもしれないが、現在、第3期計画では「LGBT等」と示しておきたいという御見解ということでした。

市瀬先生

P4に「全県的な理念啓発や先進的な取組を行うとともに、他地域に取組を展開できるよう広域連携」を修正されたとのことですが、「他地域」というのは、県内の後進地域という意味で言っているのか、もう少し広域的に東北地域、あるいは全国的な地域までを考えているのか、イメージを教えて頂ければと思います。

事務局

ここでは「共有」という言葉を強調したかったという思いがあります。この審議会の場でも、 情報の共有、考え方の共有が大切だという議論がなされました。

また、「他地域」といった場合、狭い意味でも、広い意味でも使うことが可能と思いますが、宮城県の計画という意味で言えば、宮城県内の地域という意味になると思いますが、東北地方や全国という広い意味でもとらえることができますので、これについては、その対象地を決めてはおりません。

市瀬会長

宮城県以外も含んで広く取組を展開できるような施策の推進という意味で使われているという ことを確認させていただきました。

古舘委員

ーヶ月のパブリックコメントの募集に対して意見が一件もなかったとのことでした。具体的に, どのように御意見を募集されたのでしょうか。

事務局

通常の県の手法のとおり、ホームページに掲載しました。なお、前回第2期計画においては、 10件の御意見を頂きました。

古舘委員

1件もなかったということは、県民の意識あまり浸透していないということでしょうか。前回 に比べ、寄せられる意見がかなり減ってしまったということは、県民の意識が低くなっていると いうことでしょうか。

事務局

御指摘によるところもあるかもしれませんが、一方で、この「多文化」や「Diversity」という言葉が、世間的には流布されてきたとも感じています。よって、両方の見方ができるかと思います。「多文化」「Diversity」という言葉があたりまえになることで、関心をなくしているのか、あるいは、満足されているのかと思います。これにつきましては、今までも議論がありましたが、評価の中で、県民調査などを活用して検証していければと思っております。

市瀬会長

前回,第2期計画においてパブリックコメントを募集した際は,第1期計画も含めて,宮城県がかなり先駆的だったため,関心を集めたくさんのコメントを頂いたということがありました。

第3期計画になってくると、各地域で多文化共生推進計画の策定は当たり前になってきており、 普及した活動になってきているため、これに対する反発や疑念は少しトーンダウンしているとい うこともあり、前回と比べて今回は意見がなかったということかと感じているところです。

市瀬会長

事務局から資料3からの説明をお願いいたします。

事務局

「資料3 多文化共生推進計画における評価指標について」を御覧ください。

第3回審議会においてお示しした資料の中で「精査中」としていた,目標値を記載しています。 第3期計画の目標値の行の網掛け部分です。

まず,指標2「地域と外国人県民との連携強化」の目標値ですが,平成26年度から平成29年度までの3年間の平均増加数に対して,年10%の増加を見込み,平成35年度目標値を2,300人としました。

次に、指標 6 (i) の目標値ですが、平成 26 年度から平成 30 年度までの 4 年間の平均増加率 13.1%から、平成 35 年度目標値を 1 万 2,000 人としました。こちらは、今から別紙をお配りします。

【資料の追加配付】

ただ今、お配りしました参考資料 1 を御覧ください。左側に目標値を、右側に参考値を記載しています。目標値については、平成 26 年度から平成 30 年度までの平均増加率 13.1%から平成 35 年度目標値を推計したものです。

右側は参考値として、平成 35 年度の値として「技能実習」及び「改正入管法の施行により見込まれる外国人雇用者」の総和、13,500 人を推計したものです。「技能実習」については、目標値と同様に、平成 26 年から平成 30 年までの平均増加率 31.2%から推計したものです。「制度改正により見込まれる外国人雇用者」については、政府が 5 年間で増加を見込んでいる外国人労働者 35 万人に、現在の宮城県の外国人労働者の対全国構成比(0.73%)を乗じた数です。

現時点では、制度改正に伴う本県の外国人労働者の増加数を正確に推計することが困難であることから、目標値については、当該制度改正の影響を勘案しないこととし、参考値として、参考 資料2のとおり記載するものです。

なお、今後、制度改正後の状況等を踏まえ、審議会にも諮りながら、必要に応じて目標値の修 正も検討していくこととします。

次に、指標6(ii)の目標値ですが、平成29年度の実績値から年10%の増加を見込み、平成

35年度目標値を1,500事業者としました。

次に、指標 7 の目標値ですが、平成 29 年度実績値から年 10%の増加を見込み、平成 35 年度目標値を 3,500 人としました。

「資料3-2 評価指標2と評価指標7について」を御覧ください。

第3回審議会において,評価指標2と評価指標7の対象が明確でないとの御意見をいただきました。評価指標2については,施策の方向性「2地域と外国人県民との連携強化」に対する評価指標であるため,主に地域住民への働きかけに当たる説明会等が対象となります。具体例としては,県が毎年行っているシンポジウムや民生委員等を対象とした説明会,教育現場での多文化共生講座などを想定しています。

また、評価指標7については、施策の方向性「7 文化・習慣等の相互理解の促進」に対する評価指標であるため、地域住民と外国人県民双方への働きかけに当たる取組が対象となります。 具体例としては、外国人技能実習生等と地域との交流会やLGBTなど新たな課題に関する説明会等を想定しています。

これまでの内容を最終案に反映させたものが「資料4 第3期宮城県多文化共生社会推進計画 【最終案】」と「資料5 概要版」になります。

最後に、「資料6 第3期宮城県多文化共生社会推進計画 改定スケジュール」を御覧ください。 本日、最終案を御審議頂きました後は、来年1月11日に答申を行い、2月議会への報告を経て、 来年3月に公表することとしています。

「第3期宮城県多文化共生社会推進計画 最終案」についての説明は以上です。よろしく御審 議賜りますようお願いいたします。

市瀬会長

評価指標ということで、第3期計画における施策の方向性2、6、7に対する評価指標の数値の考え方について御説明いただきました。相対的には、かなり大きな数値に見えますが、これまでの増加率を加味して計算された数値とのことで、平成35年にこの目標値が達成されればかなりよろしいのかと思います。前回も質問があったところで、「2多文化共生に関する説明会等に参加した県民の数」と「7文化・習慣等の相互理解の促進に係る取組への参加者数」について、同一事業のダブルカウントについての考え方を資料3-2で御説明いただきました。それらをまとめたところを資料5の全体のチャートになっております。資料6を使って、公表に至るまでのスケジュールを説明いただきました。直近では、1月11日に審議会から答申となっております。

末松先生

一点目は、資料2のNo.8についてです。地域社会について例を挙げて説明されたのは素晴らしいことと思いますが、「職場、学校、自治会、家庭など」と一番最初に「職場」がきています。こちらの審議会では、主にどちらかというと地方自治体や家庭といったところへの多文化共生に係る働きかけが多かったと思いますが、職場に関しては、どのような働きかけをするのか、改めて、共有しておいた方がよいかと思い伺います。

二点目は、最近は、新しい在留資格の創設などで、より労働環境が良い仕事を求めて人材が首都圏に流れていくのではないかという懸念が新聞等に書かれております。それに対応する策は考えておいた方が良いと思います。

市瀬会長

「職場」で始まるところの並びの問題かもしれませんが、職場の意図するところは何かという ことと、改正入管法等の施行に伴う地方から都会への外国人労働者の移動について御質問をいた だきました。

事務局

「職場」が順番的に一番目にきている点については、技能実習生や労働者の問題がクローズアップされているという意識によるものです。第3期計画策定においても、就労支援を環境整備の中の重点的なポイントの一つになっていますので、「職場」を一番始めに打ち出すことで、多文化共生をよりよいものにしていきたいと思っております。

職場への具体的な働きかけとしましては、外国人を雇用している、又はこれから雇用したいという企業の幹部等を対象とするセミナーの開催や、すでに外国人を雇用してうまくいっている企業の成功例を、行政書士などを交えて考えるセミナーを、9月に市町村職員に開催しました。今後も行政書士など、権利を守る側の方々を交えながら、実施していきたいと考えています。

二つ目の外国人労働者がより労働環境が良い仕事を求めて移動していくのではないかとの御質問でしたが、一部新聞報道ではそのような記事もありましたが、それ以上に、外国人労働者の増加を心配しています。増加を前提に、どのように受入環境を整備していくかというところを重点的に考えています。試算自体が、当初に比べて非常に多くなっておりますが、政府がいうように35万人が増加すれば、精査されていく数値には近いだろうと思います。状況や推移を見ながら、新聞報道などにも注意を払いながら、策定された計画の中で対応を考えていきます。

さらに、第3期計画に先駆け、事業者向けの理念啓発チラシを作成しています。制度面の説明に加え、企業の方や採用されている外国人の方にインタビューを3社ほどし、外国人を採用してよかった点などの成功事例を、逆に外国人の方には、日本の企業に就職して良かった点などを伺い、それらをチラシの中に盛り込んで、県内の企業に配布する予定です。

市瀬会長

「職場」や事業者における理解が、これからの多文化共生のキーになってくるということで、 一番最初にもってきているとのことでした。外国人労働者の人権について、話題がでましたが、 金委員は、行政書士として関連のあるお仕事をされていますが、御見解があれば、お願いいたし ます。

金委員

改正入管法によって、新たな35万人の外国人労働者の増加を見込んでいるとのことですが、 事実上の労働者となっている技能実習生や留学生の問題もあります。そのような方々の労働環境 の問題をそのまま置いておきながら、新しい在留資格を創るという現状や、法律の中ではまだ何 も決められておらず、詳細は行政が省令で決められるということに対して、地域の行政書士は懸 念をしており、事業者もどのように対応したらよいかわからないといった意見もあります。

市瀬会長

針生委員も事業者の立場から御見解をいただけますでしょうか。

針生委員

我々の業界では、宮城県内で外国人を雇用しているという話は聞いていないが、他県では、1 0年以上前から、積極的に受け入れ成功している例はあります。製造業やサービス業などは人手 不足が深刻化しており、今,起こっている様々な問題が宮城県内で起こらないように、啓発を進めて頂ければと思います。

もう一点,この推進計画は行政の計画なので,行政が中心になって施策が組まれていることは 当然と思うが,その次のステップとして,市民協働的な考え方,地域が主体的に動き出せるよう, 第3期計画にも盛り込んだ方がよいのではないでしょうか。市民の主体的な,地域の主体的な活 動を引き出すような支援を行政が行っていくという流れで,地域の主体性を育てる,市民協働で 多文化共生を行っていくということを,その考え方を入れていってはどうかと思います。

そこから、もう一歩進めて、地域との具体的な取組について、パイロットプログラムのような ものにしっかりと落とし込んで、そこからいろいろな課題を抽出していって、横展開していくよ うなことを、流れの中にしっかりと盛り込んで欲しいと感じました。

事務局

市民協働の考えを取り組むべきという御意見については、全くそのとおりと考えます。最終案のP4には、「最終的には、外国人県民にとって身近な支援機関である市町村自らが外国人支援に取り組めるよう、県として必要な支援を行っていきます」と記載しました。資料5 「7 文化・習慣等の相互理解の促進」には外国人県民と地域住民との交流促進や、主な取組には、技能実習生等と地域の共生など、市民との協働という方向性の中で、今回策定しております。委員御指摘のとおり、行政がつくったものではありますが、内容は市町村や事業者、本人などがそれぞれが主体になるという見地で策定・支援していくということで創っております。次の展開、市民協働という方向性の中では、視点は持っております。また、関係機関との連携は、行政だけではなく、民間、地域社会との連携も考えています。

基本理念自体が、最終案 P3 にあるとおり、「3 県、市町村、事業者、県民等が適切に役割を分担し、協働して取り組む社会」と定めております。委員御指摘のとおり、具体的にしっかりと市民協働を実現できるよう、取組を強化していきたいと思います。

市瀬会長

P39の図などをみると、イメージがわきやすいのかと思います。市町村、事業者などを含めて、 県民への支援に協働で取り組んでいくというイメージ図が創られているのかと思います。一方で、 針生委員のおっしゃった、国際企画課の方で予算を取って協働していろいろと創るといったパイ ロットプロジェクトを動かしていくと、多文化共生社会の推進のいいフラグシップ、旗振り役に なるのではないかと思います。今後の新規事業で、市民主体の動きを側面から支援していくとい ったものがありますか。

事務局

現在も実施しておりますが、毎年、市町村を決めて、多文化共生に関するセミナーを開催しております。市町村がやりたいものを、支援しております。そういったものをブラッシュアップしていき、市民協働に根付くような取組につなげていけたらと思っております。

市瀬会長

市民協働ということで、いい御提示をいただきました。今後の計画の中で実現できるものがあれば、期待していけると思います。

阿部委員

最終案 P39 のネットワークのイメージ図ですが、それぞれのネットワークが連携しているのは

分かるが、例えば、教育機関で言えば、市町村とダイレクトとつながっておらず、宮城県を通さなければ教育機関と市町村はつながれないといったイメージにも見えてしまいます。必要があれば、相互につながることができるということが分かるように書き表せればよいのではないでしょうか。

事務局

確かに隣り合っているところに相互の矢印があるため、ダイレクトには隣にしか行かないという印象を与えてしまう心配も否めませんが、円形にまとめている外枠がありまして、全体が、お互いに交流しながらということで、円を大きくまとめております。図の表し方は、難しいですが、阿部委員の思いと私どもの意図は同じです。

李委員

P39 ネットワークのイメージ図ですが、私はいつも主張しているのが、宮城県は非常に特徴があり、外国人といっても、ニューカマーもいれば30年も宮城県に住んでいる日本人県民と等しい能力を持っている外国人もいます。さらに県の様々なプログラムにより育成された外国人材もいると思いますが、この図を見ると、外側から、人材育成などのプログラムを作って外国人へサービスをするイメージが強く見えます。すでに活用できる人材となっている外国人が、外の円とどのようにつながれるか。どのようにそのような人材を活用していくかが可視化できるといいと思います。

事務局

長い期間,日本に住んでいらっしゃる方は,地域に溶け込み,職場ではなくてはならない存在になっていると思います。P39のイメージ図というのは,多文化共生をデフォルメして,日本に来たばかりのニューカマーもいれば,もうすでに地域に溶け込んでいる外国人もいらっしゃると思うが,そのような方達のように地域に溶け込むように,みんなで連携していくという絵になっています。外国人を囲い込む,一方的に押しつけるといったものでもなく,また教育者としての外国人,事業者としての外国人といったものもいらっしゃると思いますが,あえて外国人とは書いておりません。多文化共生というのは,日本では,やはりまだまだ足りないため,わかりやすいという意味では,外国人を中心に,その方々が何でもできるようにといった絵になっております。

いま, 先生がおっしゃられたような, すでに中にいる人たちを可視化するというのは, 今後検討させてください。可視化するのと同じような効果を得るためにはどのようにしたらよいか, 検討していきたいと思います。

市瀬会長

この図がスターターとしての外国人県民をイメージしたとも言えるでしょうが、一方で、外国人起業者となっている事業者の方々も例えば高齢になれば、福祉とか介護とかの問題がでてくると、日本人とは違った支援やサポートが必要になる場合もあり、そうなれば、また中央の外国人県民の中に入ってくることも考えられ、必ずしも、この絵が入ってきたばかりのスターターを意味しているという訳ではないとも思います。外国人の中ですでに活躍している方に、多文化共生のリーダーとして、コミュニティリーダーとして活躍していただきたいというのは最終案の P24 にありました。

事務局

大崎市で開催したシンポジウムでは、すでに成功している方で、14歳から日本に移り住み、農業を地元でやられている、インド料理のお父様が経営されている店に生産者として関わっていらっしゃる方に講演いただきました。夢と希望を持って一生懸命頑張っているというのを、聞きに来た日本人も外国人も非常に元気をもらったという感想をいただきました。このような成功例というのも発表していただきました。

一方,ネガティブなことがあれば、すぐに行政も連携して、みんなで考えていこうといセミナーでした。

末松委員

P39 のネットワークのイメージ図ですが、その下の推移体制にある「宮城県多文化共生社会推進連絡会議」と「宮城県多文化共生社会推進審議会」もイメージ図の中に現された方がわかりやすいのではないでしょうか。どちらかというと、この絵が一番最後にきて、すべてを包括させたポンチ絵になればよいのではないでしょうか。

事務局

「宮城県多文化共生社会推進連絡会議」は、関係機関、行政、事業者などのネットワークです。 こちらの審議会も別の機関ですが、内容的に連携していることが分かるよう、図につきましては、 もう一工夫したいと思います。

市瀬先生

P39 のイメージ図が話題になっておりますが、第2期計画の際は、矢印などの方向が複数出されていたと記憶しているので、参考にして修正して頂ければと思います。

宮澤先生

評価指標2と評価指標7の目標値について、指標2は2300人、指標7は3500人と設定されており、違う形の催しが対象と理解しています。例えば、指標7にある「説明会」は、どのようなものを指していますか。外国人が日本人と一緒に勉強する機会と考えていいのですか。例えば、環境変化といった共通の課題といったものの説明会も考えられますか。

今までは、外国人と地域の交流会というものはありましたが、ここでいう「説明会」というものは、みんなで共通の課題について、外国人も参加しやすいような説明会といったものでしょうか。

事務局

外国人にとっても日本人にとっても、地域の人たちにとっても共通の課題になるものがテーマであれば、共通の「勉強会?」(説明会?のこと?)になると思います。ある特定の課題のみを切り取った、参加者は、日本人も外国人もなり得ますが、みなさんでというそういう考え方です。テーマはエコもあるだろうし、社会に不足しているものなどの課題をテーマにするような場合もあるでしょうし、社会問題の中にいる外国人、あるいは日本人との共生なども出てくると思います。テーマに沿った勉強会なり説明会になるとい思います。

宮澤委員

ある特定の国の課題について、MIAでは定期的な文化的な催しはありましたが、外国人が参加しやすい勉強会が開催されるのであれば、新しい試みとして面白いと思いました。

小関委員

外国人労働者の記事を毎日読みますが、今後5年間でどう変化していくかは分からないですが、 外国人相談センターに寄せられる相談は、今までは定住者や留学生からが多いですが、今後は相 談の内容も変わってくるか予想されます。

先週,ある研修会に参加した際に、その県には県民のインフォメーションセンターがあり、そこには法テラス、交通事故の相談、医療の相談、ハローワーク、そして外国人相談があり、「ワンストップ」の相談ができる、相談者にとって非常に利便性のあるセンターであり、印象に残りました。宮城県も、今すぐには無理でしょうが、将来的にそのようなところができれば良いと思いました。

事務局

寄せられる多様な相談に「ワンストップ」で対応できる場所としては、今のところ、MIA に9カ国語による相談センターがあります。一方、国が20億円で全国に100カ所に「ワンストップ相談センター」を設置するという報道もあり、本県でも調べた結果、青森県と北海道以外は相談センターが設置され、それを11カ国語対応にしたいというのが国の方針です。本県の相談件数は年間250件ぐらいで、相談内容も、家族の問題や医療の問題等非常に多方面にわたっております。弁護士等の専門家にも相談対応をお願いするなど対応をしていますが、なお、まだ不足している部分があると思いますので、「ワンストップサービス」に近づけられるような、充実させて行きたいと考えております。

また、「ワンストップ相談センター」については、国から、全国100カ所にということで方針が示されましたが、国が求めている具体的な機能については、まだ詳細は確定していないとのことでしたので、今後、国から、既存の相談センターであっても、拡充する機能が示された場合は、当県においても、既存のMIAの相談センター機能を、拡充なり機能充実を検討していきたいと思います。

市瀬会長

この計画実施中にも、改正入管法の影響で、様々な国の施策が出てきて、それに対する対応が 必要になってきます。外国人に対する支援も充実してくる部分もあると思います。

【8 その他】

事務局

今後のスケジュールですが、最終的な計画の内容は、本日の御意見に基づく修正等を含め、市瀬会長と調整の上確定させていただきます。その後、1月11日に市瀬会長に御出席いただき、審議会からの答申を頂きます。委員の皆様には確定後の計画をお送りさせていただきます。計画の公表につきましては、県議会の議決を経るため、3月下旬となる予定です。

また、来年度の審議会開催に関するスケジュールですが、基本的に1回ないしは2回の開催とします。次回は、平成31年6月頃に前年度の施策等について御審議いただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の配付資料の一番後ろに、来年1月27日(日)に開催を予定しております「外国人技能実習生との交流イベント in しおがま」のチラシを置いています。県が主催するイベントとなっておりますので、お知らせいたします。

【9 閉会】

事務局

以上をもちまして、本日の多文化共生社会推進審議会を終了いたします。本日はお忙しいなか、誠にありがとうございました。

以上